

入札心得

(執行について)

- 1 入札人は、仕様書、入札説明書及び関係書類の熟覧の上、所定の入札書により入札してください。
- 2 入札人は、福山市契約規則その他関係法令を承諾の上、入札してください。
- 3 入札人は、入札説明書により指定した期間及び場所に入札書を提出してください。
なお、開札の立会いは、任意とします。ただし、開札に立ち会う場合は、指定した時間を厳守してください。
- 4 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は、無効とします。
- 5 入札においては、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 6 開札に立ち会う場合は、入札人1人で立会いしてください。
- 7 開札執行中は、私語を慎み、喫煙及び携帯電話等の電子機器の使用はご遠慮ください。

(入札書について)

- 1 入札書は、所定の様式とし、封筒に入れ、件名及び名称等を記入して、担当職員の指示により提出してください。
- 2 入札書への記入事項は、所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉を使用してください。
- 3 参加資格本人又は届出済の代理人以外の者が代理人として入札する場合は、必ず代理権限を証する委任状を提出してください。
- 4 入札人は、提出した入札書等の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- 5 入札人は、入札書等について、訂正、挿入又は削除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正等は認めません。
- 6 入札書等に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。

(例 ￥123,000)

(無効入札について)

次のような場合に該当する入札は、無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することはできません。

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- 2 委任状のない代理人のした入札
- 3 記名押印を欠く入札

- 4 金額を訂正した入札
- 5 入札が取り消すことのできる無能力者の意思表示であるとき。
- 6 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- 7 入札者が 2 以上の入札をしたとき。
- 8 他人の代理を兼ね、又は 2 以上を代理して入札をしたとき。
- 9 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正行為があったとき。
- 10 必要な記載事項を確認できない入札
- 11 再度の入札をした場合においてその入札が 1 であるとき。
- 12 その他特に指定した事項に違反した入札

(その他)

質疑については、所定の様式で行ってください。